宴会・催事のご利用に関する約款

株式会社ディアーズ・ブレイン (以下「弊社」といいます) では、弊社が管理・運営する宴会会場 (以下「当会場」といいます) における宴会・催事(以下「宴会等」といいます) のご利用 に関しまして、次の通り規約を定めておりますので、予めご了承ください。

第1条 (お取り決めの範囲について)

当会場が宴会等の利用に関して締結する契約(以下「宴会契約」といいます)は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めの無い事項につきましては、法令又は一般に 確立された慣習によるものとさせていただきます。

第2条(本予約の成立)

当会場に宴会等の契約のお申込みをされる場合は、当会場が宴会等のお申込みを承諾し、申込金を受領したときに成立するものとさせていただきます。但し、当会場が申込金の支払いを 求めなかった場合は、宴会等の契約は当会場がご契約のお申込みを承諾したときに成立するものとさせていただきます。 第3条 (お支払い)

1. お支払方法

宴会等に関する一切の費用(申込金をお支払いいただいた場合はその残金)は、弊社から発行する請求書の記載金額を、原則宴会等のご利用後翌月末日までに弊社指定の銀行口座にお 振込みにてお支払いいただきます。但し、お申込者様が法人・団体以外の場合、宴会等に関する一切の費用(申込金をお支払いいただいた場合はその残金)は期限を定めてお振込みに てお支払いいただく場合がございます。なお、お振込み手数料は、お申込者様ご負担とさせていただきます。

2. 費用の遅延指害金

お客様が本約款に基づくお支払いを怠った場合、年14.6%の割合による遅延損害金(1年を365日とする日割計算)を申し受けます。

第4条(使用時間)

宴会等の開始から終了までの時間は、予めお申込みいただいた時間を基本とし、基本使用時間の延長は原則お断りさせていただいております。但し、当会場が認める場合には基本使用時間を超えて宴会等を行うことができるものとし、延長時間を30分単位として各会場で定める追加料金を申し受けるものといたします。

第5条 (最終確定後の変更)

1. 最終確定日

宴会等における各実施項目につきましては、原則として宴会等当日より起算して3日前の12時をもって最終確定といたします。 2. 最終確定後、人数・項目が減少した場合、前項にて最終確定した人数分・項目分の料金を申し受けます。なお、最終確定日の12時以前に料理等の数量の減少のご連絡をいただいた場 合でも、既に発注、その他手配が完了している食材等の実費につきましては、その料金をご請求させていただきます。

第6条(取消料の規定)

すでに本予約をいただきました宴会等におきまして、ご利用をお取消、または開催日を変更される場合は、下表の取消料を申し受けます。

1 取消料

取消料、期日変更料が発生する起算日	取消料または期日変更料
開催当日の31日前まで	なし
開催当日の30日前から15日前まで	お見積り総額の50%と実費諸費用
開催当日の14日前から4日前まで	お見積り総額の80%と実費諸費用
開催当日の3日前から当日まで	ご請求額の全額 (サービス料除く)

2. 取消料のお支払

取消料のご請求書発行日から7日以内に、銀行振込にてご入金ください。

3. 取消料の遅延損害金

お客様が本約款に基づくお支払いを怠った場合、第3条2項に定める遅延損害金を申し受けます。

第7条(お持込、お持帰り)

弊社では、お申込者様側の全ての関係者(以下「お客様」といいます)のご都合による宴会等に伴う商品のお持込、食材や飲食物のお持込やお持帰りをお断りさせていただいております。 なお、下記第1項及び第2項に該当するか否かご不明な場合には事前にご相談ください。

1. お持込お断り項目

衣装・装花・美容師・プロカメラマン (写真・ビデオ)・演出・食材、その他これらに準じる物

2. お持帰りお断り項目

宴会等で提供させていただいた、お持帰りが前提でない全ての飲食物

3. 違約金

お客様がお持込をされた場合、対象となるサービス等の対価相当額の違約金をご請求させていただくことがあります。

第8条(当会場における事故、盗難、損害)

当会場ではクロークを設け、宴会等当日ご出席されるお客様のお荷物等をお預かりさせていただくサービスを行っておりますが、現金、貴重品等の高額のお荷物のお預かりはお断りさせ ていただいております。万一、当会場におきまして、お客様の管理下において発生した事故・恋難につきましては、弊社は一切責任を負いかれますので十分ご注意ください。また、お客様側で故意又は過失により当会場施設又は施設内の物を破損、汚損するなどして損害を与えた場合、原状回復費用、同等品の購入費用等のご請求をさせていただくことがあります。

第9条(免責事項)

弊社は、以下の事由に基づき相手方が被った損害につきましては、一切の責任を負わないものといたします。

1. 天災地変、火災、その他、お客様及び当会場のいずれかの責に帰することのできない事由により、当会場の全部又は一部が滅失もしくは毀損して、当会場の使用が不可能になった時。 2. 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による当会場の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生した時。但し、当会場側に明らかな責が認められた場合を除 きます。

□ 第10条 (禁止事項)

次に掲げる各項の行為は、禁止事項となっております。

1. 福祉介護犬以外のペットの館内へのお持込

7. 会場の装飾品・備品等の移動・損傷・汚損・お持帰り 8. 当会場の使用目的以外のご利用

2.ご飲食物のお持込

3. 悪臭を発生する物のお持込 9. 法令又は公序良俗に反する行為、及び他のお客様のご迷惑になる言動

4. 刃物類のお持込

10. お客様が反社会集団 (暴力団、暴走族、過激な特殊団体等) の関係者である事が判明し、又はこれらの団体に加盟した時の当会 場の使用

※お見積り総額とは、お申込者様へご提示済みとなる最新のお 見積りからサービス料を除いた金額のことを示します。 ※「実費諸費用」とは、ご注文をお受けし、費用が発生している手配物(料理・飲物・装花・印刷物・演出・カメラマン・ 引出物・引菓子・衣装・前撮り・ヘアメイクリハーサル等) の料金とそれに伴うサービス料やその取消料になります。

※「実費諸費用」は消費税を含んだ金額です。

5. 発火又は引火性のある物品や危険物のお持込 6. 危険とみなされる行為

11. その他法令で禁止されている行為及び公序良俗に反する行為、並びに弊社が不適切と判断する場合

第11条 (感染症、伝染病等の対応)

が、本、では、レスカーマンパン 感染症、伝染病等の拡大防止のため、宴会等に当日ご出席されるお客様におかれまして、宴会等当日より起算して10日前から宴会等当日までに、インフルエンザ、ノロウイルス感染症、 新型コロナウイルス感染症、その他感染症、伝染病の諸症状、感染症を疑わせる嘔吐・下痢・発熱等が認められた場合、必ず事前に弊社又は当会場宛にご連絡をください。また、宴会等 に当日ご出席されるお客様がこれらの感染症に羅患し、宴会等を執り行うことが困難と判断される場合、宴会等の中止又は延期について、お申込者様と協議させていただくことがありま

第12条 (解約)

次に揚げる各項に該当する場合、ご契約を弊社より解約させていただく場合がございます。当日におきましても、宴会等を中止させていただくことがありますのでご了承ください この場合、第6条に定める取消料をご請求させていただきます。なお、弊社は、解約までにお客様から受領した金額に関して一切返還せず、これを第6条に定める取消料に充当した上で、 不足分をご請求させていただきます。

1. お客様が、法令もしくは公序良俗に反する行為をされる恐れがあるか、あるいは他のお客様にご迷惑をおかけすると弊社が判断した場合。

2. 本約款に違反、またはその恐れがあると弊社が判断した場合

第13条 (運転者への酒類の提供)

弊社では、宴会等の後に車輌の運転を行うお客様に対して、酒類のご提供は行いません。車輌でお越しいただくお客様につきましては、酒類のご提供を弊社が行わないこと、また、酒類 のご提供を弊社に求めない旨のご同意を、予めいただくものとします。

第14条(改装)

会場の改装が行われた場合、改装後の現状によりサービスを提供させていただきます。

第15条(改定)

本約款は予告無く改訂する場合があります。その際は最新の約款を適用するものといたします。

П 第16条(個人情報保護)

弊社をご利用いただくお客様の個人情報を重要なものと認識し、個人情報保護法などの法令・ガイドラインを遵守して、適切な個人情報の収集に努めるとともに、管理を厳正に行う等そ の取扱いにつきましては細心の注意を払っております。この活動を確実に実践していく為に、プライバシーポリシーを定め、これを遵守いたします。

第17条 (捐害賠償)

お客様が、本約款に関連して弊社又は第三者に損害を及ぼした場合には、お客様はその損害(直接的損害及び通常損害のみならず、弁護士費用、逸失利益、事業機会の喪失、事業の中断、 その他の間接的、特別的、派生的又は付随的損害の全てを含む。)を賠償する責任を負うものといたします。

第18条(管轄合意裁判所)

本約款に関連して紛争が発生した場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。